

社会的養育推進計画の策定状況と委託推進に向けた取り組み

平成28(2016)年改正児童福祉法の理念のもと、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都道府県・指定都市・児童相談所設置市には、令和元年度末(2020年3月末)までに「都道府県社会的養育推進計画の策定」が求められていましたが、厚生労働省では、提出のあった同計画について、①数値目標の水準、②計算過程、③取組内容を「見える化」したレーダーチャートを公表しています。里親等委託が必要な子どもたちのケアニーズに応える取り組みが進むのか、全体の傾向と今後の展望について考えます。



「家庭養育優先原則」の徹底のために

社会的養護を必要とする児童は約4万5000人にのぼり(表1)、里親に委託されている子どものうち約4割、乳児院に入所している子どものうち約4割、児童養護施設に入

所している子どものうち約6.5割は被虐待体験があるなど(図1)、社会的養護の量・質ともに拡充が求められていたが、平成28年改正児童福祉法(平成28(2016)年6月3日公布)では、虐待を受けた子どもや何らかの事情により

表1 里親数、施設数、児童数等

里親	家庭における養育を里親に委託			ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員5~6人)	
	登録里親数	委託里親数	委託児童数		ホーム数	372カ所
区分(里親は重複登録有り)	養育里親	10,136世帯	3,441世帯	4,235人	委託児童数	1,548人
	専門里親	702世帯	193世帯	223人		
	養子縁組里親	4,238世帯	317世帯	321人		
	親族里親	588世帯	558世帯	777人		

施設	乳児院	児童養護施設	児童心理治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む)	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	140カ所	605カ所	50カ所	58カ所	226カ所	176カ所
定員	3,857人	31,826人	1,985人	3,609人	4,672世帯	1,148人
現員	2,678人	24,908人	1,366人	1,226人	3,735世帯 児童6,333人	643人
職員総数	5,048人	18,869人	1,384人	1,815人	2,084人	858人

小規模グループケア	1,790カ所	※里親数、FHホーム数、委託児童数、乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・現員は福祉行政報告例(平成31年3月末現在) ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(平成30年10月1日現在) ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成30年10月1日現在) ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成31年3月1日現在) ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む
地域小規模児童養護施設	423カ所	

表1・図1…「社会的養育の推進に向けて」(令和2年10月 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)より



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断りいたします。

実の親が育てられない子どもを含め、すべての子ども
の育ちを保障する観点から
子どもが権利の主体である
ことを明確にし、家庭への
養育支援から代替養育まで
の社会的養育の充実、実親
による養育が困難な場合の
特別養子縁組、里親による
養育を推進すること等の理
念が示された。

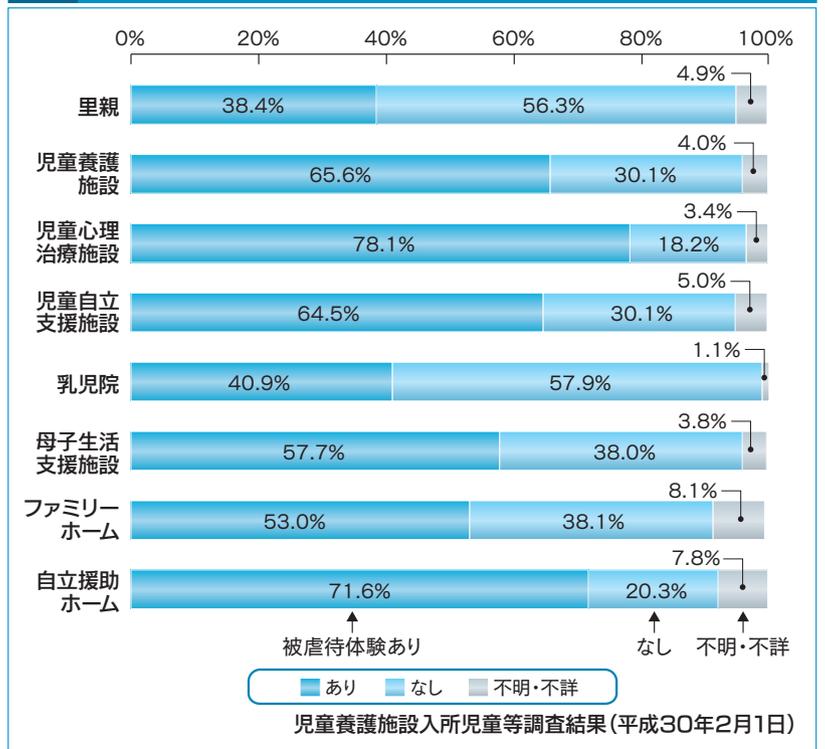
また、平成29（2017）
年6月の改正児童福祉法で
は、在宅での養育環境の改
善を図るため、保護者に対
する指導への司法関与や、
家庭裁判所による一時保護
の審査の導入等、司法の関
与の強化等がなされてい
る。

これら児童福祉法の抜本的改正を受け、その内容を具体化するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」で平成29（2017）年8月に「新しい社会的養育ビジョン」（以下、ビジョン）がとりまとめられ、以下の数値目標・達成年度目標が入った（一部抜粋）。

(1) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- 子どものニーズにあったソーシャルワークをできる体制をおおむね5年以内に確保
- 子どもへの直接的支援事業（派遣型）の創設、ショートステイ事業の充実、産前産後母子ホーム等の親子入所支援の創設、児童

図1 虐待を受けた児童の増加



家庭支援センターの配置増加と質の向上等、支援メニューの充実を平成30（2018）年度から開始し、おおむね5年後までに各地で行える体制とする

(2) 児童相談所・一時保護改革

- 改正児童福祉法施行後5年を目的に中核市・特別区による児童相談所設置が可能となるような計画的支援を行う
- 一時保護時の養育体制を強化し、アセスメント一時保護における里親への委託促進・小規模化・地域分散化、一時保護里親類型の創設に早急に着手し、おおむね5年以内に子どもの権利が保障された一時保護を実

現する

- パーマネンシー保障（*1）のための家庭復帰計画、それが困難なときの養子縁組促進を図るソーシャルワークを行える十分な人材の確保をおおむね5年以内に実現する
- (3) 里親への包括的支援体制（フォスタリング機関）の抜本的強化と里親制度改革**

- 里親とチームとなり、リクルート、研修、支援等を一貫して行うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、令和2（2020）年度にはすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する
- ファミリーホームを家庭養育に限定するため、早急に事業者を里親登録者に限定し、一時保護里親、専従里親等の新しい里親類型を令和3（2021）年度を目的に創設し、障害のある子ども等ケアニーズの高い子どもにも家庭養育が提供できる制度とする。あわせて「里親」の名称変更も行う

- (4) 永続的解決（パーマネンシー保障）としての特別養子縁組の推進**

- おおむね5年以内に、現状の約2倍である年間1000人以上の特別養子縁組成立を目指すし、その後も増加を図っていく

- (5) 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取り組み目標**

- とくに就学前の子どもは、家庭養育原則を実現するため、原則として施設への新規入所を停止。このため、遅くとも令和2（2020）年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業の整備を確実に完了する。具体的には、愛着形成に最も重要な時期で

* 1…永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断りいたします。

続きは、

月刊誌 **WAM**

本誌にてご覧ください。

定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・7,524円(税、発送料込)

体裁／A4変型判 本文36ページ

編集／独立行政法人福祉医療機構

編集協力・発行／株式会社法研

定期購読のお申し込みはこちら

お問い合わせ

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 総務部 広報課
TEL:03-3438-9240 fax:03-3438-9949